

日本公証人連合会（日公連）

全国の公証人会及び公証人をもって組織された団体です。

日本公証人連合会（日公連）は、全国に50ある公証人会（単位会）及び公証人の2種類の会員によって組織され、公証制度の普及発展、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人会及び公証人の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的としています。

なお、日公連は地域ごとに12のブロック会を構成しています。

日公連の活動

日公連速報等の作成

随時作成される日公連速報には、各公証人の執務の参考に資するため

- 日公連理事会の結果報告及び各委員会の活動状況
- 公証事務に係る重要な法改正等の速報
- 会員の人事異動、公証役場の所在地の変更等の連絡等を記載し、会員に配布しています。

各種参考資料の作成

機関誌「公証」は通常年3回発行し、その他公証人法の解説書、遺言等各種文例集を作成配布しています。

公証業務照会への対応

日公連に公証業務照会本部センターを設置し、公証人が日々の業務で直面する法律問題に的確に対処できるよう、上記ブロック会ごとに設けられた公証業務照会ブロックセンターから上がってくる照会に応じるシステムとなっています。

研修

公証人に対する研修として、新任公証人に対する研修（年3回）、ベテラン公証人に対する専門研修を実施しています。

遺言検索

公証制度100年記念事業の一環としてコンピュータによる遺言検索システムが平成元年からスタートし、全国の公証役場で作成される遺言は全てコンピュータに登録され、検索できるシステムが稼働しています。なお、平成26年4月から同システムにより「遺言公正証書原本二重保存制度」を導入しました。

広報

公証制度を広く国民の間に普及させるため、日常的な関係諸団体との連携強化、日公連ホームページの改定等に加えて、法務省の後援の下に、毎年10月1日から10月7日の間を公証週間と定め、マスコミ報道機関等への広報依頼、関係団体等へのポスター・チラシの配布、無料電話公証相談等を実施しています。

国際的活動

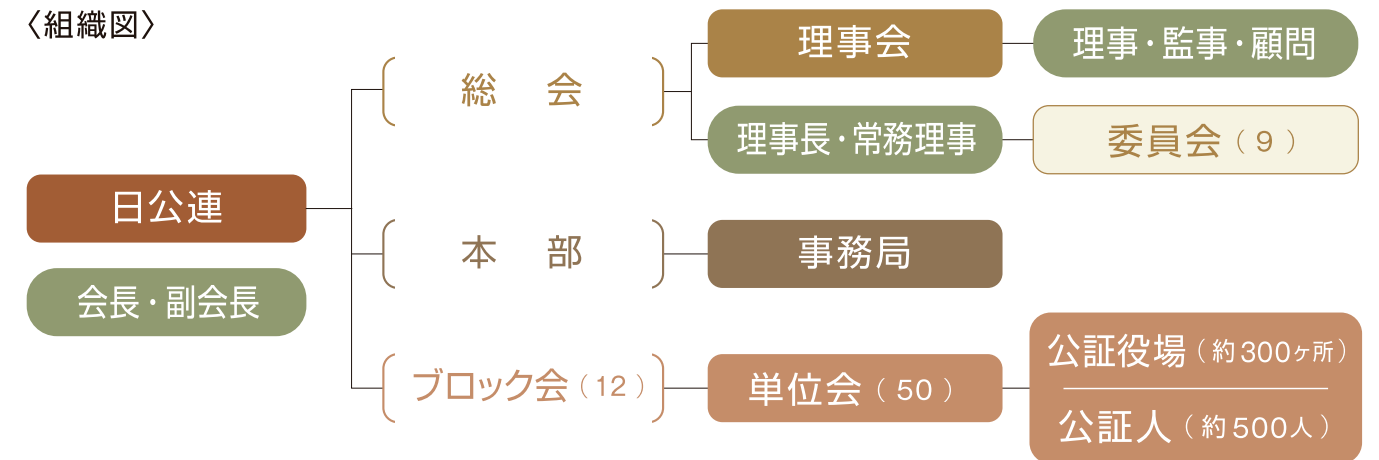
日公連は昭和52年に公証人国際連合（UINL、当時の名称はラテン系公証人国際連合）に加盟して以来、毎年、総会や評議員会等へ代表を派遣するなどして各国公証人会との国際交流協力活動を行っています。平成23年には日本、中国、インドネシア、韓国の4ヶ国をメンバーとするアジア地域委員会（CAAs）が設立されました。

日公連の役員及び委員会等

日公連は役員等として、会長1人のほか、副会長、理事（理事長1人、常務理事若干人）、監事及び顧問を置き、会長、副会長及び理事とで理事会を構成します。

また、日公連には現在、法規、企画、広報、外務、文例、編集、電子公証、制度の8つの委員会がありますが、平成26年6月から公証倫理委員会が新たに加わりました。

〈組織図〉



法規委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証関係法令の調査研究に関する事項 ● 公証関係法令の解釈運用に関する事項
企画委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証事務の運営改善に関する事項 ● 公証人の職業倫理の研究に関する事項 ● 日公連の運営に関する重要事項
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証制度の広報に関する事項 ● 上記広報に関する資料の作成配布に関する事項
外務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国公証制度の調査研究及び外国公証関係機関との連絡交渉に関する事項 ● 上記調査研究に関する資料文献の刊行に関する事項
文例委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証事務に関する文例の調査研究に関する事項 ● 上記調査研究に関する資料文献の刊行に関する事項
編集委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 機関誌及び名簿その他定期刊行物の編集刊行に関する事項 ● 他の委員会の所管に属しない資料文献の刊行に関する事項
電子公証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子公証事務の運営及び改善に関する事項 ● 電子公証制度の調査研究に関する事項
制度委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証制度の運営改善に関する事項 ● 公証制度（電子公証制度を除く）の調査研究に関する事項 ● 上記調査研究に関する資料文献の刊行に関する事項
公証倫理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証人の品位及び公証人倫理の保持のための調査審議に関する事項 ● 公証人の品位及び公証人倫理の保持のための施策等に関する事項